

五 国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名介護保険等関連情報を国民の保健医療の向上及び福祉の増進に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた業務の内容が公表されること。

ハ 第一号ハ及び二に掲げる要件に該当すること。

2 | 提供申出者が行う業務が法第十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態を提供し、かつ、前項に掲げる業務のいずれかに該当するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

(匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる情報)

第百四十条の七十二の十二 法第十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名医療保険等関連情報とする。

(法第十八条の六の厚生労働省令で定める措置)

第百四十条の七十二の十三

法第十八条の六の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(新設)

(新設)

ハ 匿名介護保険等関連情報に係る管理簿を整備すること。

ニ 匿名介護保険等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ 匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 | 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律又はこれらに違反する行為を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(2) 暴力団員等

(3) 匿名介護保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名介護保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

ロ | 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三 | 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。